
平成19年第5回玖珠町議会定例会会議録(第4号)

平成19年9月12日(水)

1. 議事日程第4号

平成19年9月12日(水) 午前10時開議

- 第 1 日程の変更について
 - 第 2 追加議案の上程(議案第73号及び議案第74号)
 - 第 3 町長の提案理由の説明
 - 第 4 追加議案の質疑
 - 第 5 追加議案の委員会付託
 - 第 6 一般質問
-

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 日程の変更について
 - 日程第 2 追加議案の上程(議案第73号及び議案第74号)
 - 日程第 3 町長の提案理由の説明
 - 日程第 4 追加議案の質疑
 - 日程第 5 追加議案の委員会付託
 - 日程第 6 一般質問
-

出席議員(16名)

1 番	尾 方 嗣 男	2 番	工 藤 重 信
3 番	河 野 博 文	4 番	菅 原 一
5 番	佐 藤 左 俊	6 番	柳井田 英 徳
7 番	松 本 義 臣	8 番	清 藤 一 憲
9 番	江 藤 徳 美	10 番	宿 利 俊 行
11 番	秦 時 雄	12 番	高 田 修 治
13 番	藤 本 勝 美	14 番	日 隈 久美男

15番 後藤 勲
欠席議員（なし）

16番 片山 博雅

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局 長 芝原 哲夫

議事係 長 穴井 陸明

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 小林 公明

副町 長 日隈 紀生

教 育 長 西野 重正

総務課 長 坪井 万里
兼自治振興室長

企画財政課 長 秋吉 徹成

税 務 課 長 大塚 章雄

福祉保健課 長 松山 照夫

住 民 課 長 中尾 拓

建設課 長 兼
公園整備室長 合原 正則

農林課 長 兼
農業委員会
事務局 長 麻生 長三郎

商工観光課 長 河島 広太郎

水道課 長 佐藤 健一

会計管理者兼
会計課 長 大蔵 喜久男

人権同和啓発
センター所 長 吉野 多紀江

学校教育課 長 宿利 博実

社会教育課 長
兼中央公民館 長 小川 敬文

社会教育課参事 森 高三

わらべの館館 長 酒井 恵一郎

行政係 長 村木 賢二

午前10時00分開議

○議長（片山博雅君） おはようございます。

開会に先立ちまして、傍聴される皆さんにお願いします。

会議中は静粛に願います。

なお、会議中の言論に対し拍手や可否表明言動は固く禁じられております。

なお、会議の傍聴規則第7条並びに第9条の規定により、写真撮影やカセットテープの使用、携帯電話の持込みは禁止されていますので、ご協力願います。

ただ今の出席議員は16名であります。

会議の定足数に達しております。直ちに本会議を再開し、本日の会議を開きます。

日程第1 日程変更について

○議長（片山博雅君） 日程第1、日程変更について、議会運営委員会委員長に、委員会協議の結果について報告を求めます。

議会運営委員長日隈久美男君。

○議会運営委員長（日隈久美男君） 皆さんおはようございます。

9月11日、町長から追加議案の申し出がありましたので、本日9時30分より議会運営委員会を開催いたしました。

議案第73号 玖珠町教育委員会委員の任命について、議案第74号 土地の取得について、以上2議案について執行部より説明をいただきました。

追加議案第73号及び74号の取り扱いにつきまして、慎重に協議したところであります。その結果、本日の日程は上程及び議案質疑までとさせていただきます。討論、採決は本定例会の最終日に行いたいと思います。

どうかよろしくご審議のほどをお願い申し上げまして、議会運営委員会の協議の結果につきましての報告を終わります。

○議長（片山博雅君） ただ今、議会運営委員長より委員会協議の結果について報告がありましたが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山博雅君） 異議なしと認めます。

よって、本日の日程はあらかじめお手元に配付されています「変更日程表」のとおり行うことに決しました。

日程第2 追加議案の上程（議案第73号及び議案第74号）

○議長（片山博雅君） 日程第2、追加議案の上程を行います。

議会運営委員長の報告のように、議案第73号及び議案第74号については、本日の日程の中で上程及び議案質疑まで行い、討論、採決は本定例会の最終日に行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山博雅君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会に追加された議案第73号、議案第74号は、上程することに決定いたしました。

事務局長に議案の朗読をさせます。事務局長。

○議会事務局長（芝原哲夫君） 追加議案の朗読をいたします。

議案第73号 玖珠町教育委員会委員の任命について

議案第74号 土地の取得について

以上であります。

日程第3 町長の提案理由の説明

○議長（片山博雅君） 日程第3、町長に提案理由及び議案の説明を求めます。

小林町長。

○町長（小林公明君） おはようございます。

本日は、定例会におきます一般質問の日でございますけれども、議会の格別のお計らいによりまして、日程を変更していただきましたことをまずもお礼を申し上げたいと思います。

それでは、本定例会の開会日初日をお願いしてございましたけれども、人事案件1件並びに土地の取得案件1件の合計2議案について、提案理由の説明をさせていただきます。

お手元に配付しております追加議案集の1ページをお開き願います。

議案第73号は、玖珠町教育委員会委員の任命についてであります。

玖珠町教育委員石井知行氏の任務が、任期が平成19年9月30日をもって満了するため、引き続き教育委員会委員として同氏を任命いたしたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、黄色い表紙の参考資料集、追加分でありますけれども、この1ページに同氏の略歴を掲載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

次に、議案集2ページをお開き願います。

議案第74号は、土地の取得についてであります。

本案は、玖珠町総合運動公園の用地として土地を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び玖珠町町有財産条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

総合運動公園の用地取得につきましては、本年度と来年度の2ヵ年で、総面積およそ9万6,000平方メートルを予定いたしてるところであります。本年度予算に計上しております取得予定地のうち、本定例会開会までに交渉が終了いたしました14名の方について、取得面積及び取得価格を一括して提案させていただくものであります。

個人ごとの取得面積、取得価格は議案として記載できませんけれども、黄色い表紙の参考資料集2ページであります。取得予定を示した平面図を添付いたしておりますので、ご覧いただきたいと思います。

以上、玖珠町教育委員会委員の任命案件1件、土地の取得案件1件について、追加上程させていただいたところでございます。

何とぞ慎重にご審議いただきまして、速やかにご承認を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

日程第4 追加議案の質疑

○議長（片山博雅君） 日程第4、追加議案の議案質疑を行います。

追加議案集をお開きください。

1 ページ、議案第73号、玖珠町教育委員会委員の任命について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山博雅君） 質疑なしと認めます。

議案第73号の質疑を終わります。

次に、2 ページ、議案第74号、土地の取得について質疑を行います。

質疑ありませんか。

宿利議員。

○10番（宿利俊行君） この議案はですね、今日唐突に出てきたというような気がするわけなんですけど、少なくともですね、今議会の始まる前にこういった案件はですね、出していただきたかったなというような気もするんですね。

それから、約4億100万というようなかなりの大きな額でございしますが、3万5,000平米というような面積からしますと、平米あたりがいくらか、反当1,000万ぐらいはなるのかなと。そのへんは単価的にはどんなもんですか。

○議長（片山博雅君） 合原建設課長。

○建設課長（合原正則君） ご説明申し上げます。

当初から提案をとというご意見でございしますが、これまで6月の議会後お話を進めてまいりまして、そのうちに、今議会が開催されますまでにお話のまとまったものについて提案させていただいたということで、当初出すということになりますと、交渉中のものがございまして、開会中にまとまったものがございしますので、今回提案させていただいております。

それと、単価につきましては、一応、地目が、宅地・田んぼ・畑・道路・水路・雑種地等という地目でございますが、この単価につきましては、宅地以外は宅地見込地ということでございます。まあ宅地見込地といいますのは、農地地域から住宅地域に転換しつつある地域の土地、今回のように総合運動公園として大規模な開発をする団地につきましては、農地等であっても宅地見込地での正式な鑑定士がですね、鑑定されるということで、宅地見込地で評価がされておる状況でございます。

○議長（片山博雅君） 10番宿利俊行議員。

○10番（宿利俊行君） そうしますとですね、地権者が46名ということで、そのうち今回が14名の方が承認を、承諾をさせていただいたということなんですね。そうしますと、本年度購入予定はこれで一応終わったということなんですか、まだ残っておる方がいらっしゃるということなんですか。

○議長（片山博雅君） 合原建設課長。

○建設課長（合原正則君） お答えいたします。

今議会に提案させていただいておりますのは、今議会までにお話がまとまった方の14名分でございます。今年度中については、残り12名の方が今年度中にお話をして、承諾いただくように準備を進めておりますが、そのお話が整えば、次回の議会にお話が整った分について再度ご提案させていただいて、議会の議決をいただくように考えておりますし、また、その残りについてはその次の議会で成案がまとまれば提案させていただく、そういう計画で進めております。

以上です。

○議長（片山博雅君） ほかに質疑ありませんか。

1 番尾方嗣男議員。

○1 番（尾方嗣男君） ちょっとお聞きしたいんですけど、農地を宅地見込地で買い上げると今言われたんですけど、それはちょっと農地関係に対して、農地が早く外せると言うんですけど、そういう買い上げ方式というのはちょっとおかしいんじゃないかと思うんですけど、農地は農地じゃないんでしょうか。

○議長（片山博雅君） 合原建設課長。

○建設課長（合原正則君） 先ほどもご説明申し上げましたが、国家試験を通りました鑑定士が鑑定をしていただくわけなんです、その中に、農地であっても農地地域が住宅地域に転換しつつある土地については、宅地見込地ということで買い上げるということでございまして、評価については、実際の宅地になっておるものからその宅地になるまでに必要な必要経費、そういったものを差し引いて単価を出すということになっておりまして、全て宅地以外は見込地で鑑定がされているという状況でございます。

○議長（片山博雅君） 1 番尾方嗣男議員。

○1 番（尾方嗣男君） そのへん、その鑑定士がどうのこうのと、今後またいろんな取得、土地、農地を今度どこかで町が買い上げるというときに、これが前例になるんじゃないですか。そういうことはないんでしょうか。

○議長（片山博雅君） 合原建設課長。

○建設課長（合原正則君） 先ほども申し上げましたように、運動公園として大規模な開発を予定している、こういった場合については宅地見込地となるということで、例えば道路等で用地を買う、農地を買う場合については、そこ辺の条件でいろいろ変わってまいります、全て宅地見込地で購入することにはならないというふうに思っております。

○議長（片山博雅君） 10 番宿利俊行議員。

○10 番（宿利俊行君） そうしますとですね、今回この購入いたしました14名の方の田畑、宅地、通路、水路、雑種地などのですね、区分ごとの面積がわかりますか。

○議長（片山博雅君） 合原建設課長。

○建設課長（合原正則君） 大変申し訳ございませんが、手元にございませんで、課の方においでいただければ、その具体的なものについてはお知らせできますので、よろしくお願いいたします。

○議 長（片山博雅君） ほかに質疑ありませんか。

11番 秦 時雄議員。

○11番（秦 時雄君） 11番案です。今回、途中で議案がこういうふうに上がったということで、先ほど課長からですね、それなりの理由というのを何か言われていましたけども、これは大事な議案でありますし、こういう途中で上げるというのは私としては何か納得できないそういうものを持っております。なんか、私が4年間議員としてやらせていただきましたけども、唐突にこの、こういう、これ以外のですね、例えば工事とか上がってる場合があるんですね、あったと思います。だからやっぱりですね、これは恐らくもう、いつ、この9月議会の日程も決まってるんだから、何も僕らはわからない、今日初めて知ったという状態ですね。だからこれでいいんだろうかと私は思います。だからやっぱりきちっとこの定例議会のこの初日に、こういう重要な案件に対しては出していただきたいと僕はそういうふうに思っております。

○議 長（片山博雅君） 小林町長。

○町 長（小林公明君） 自席からお答えさせていただきます。

ご指摘のとおりでありまして、実は先ほども課長が申し上げましたように、議会の議決を要する土地の交渉が、その前日時点で交渉中でありました。この議会に初日に提案するには、丁度そのとき交渉中でありまして、これが議会終了後次の議会ということになりますと、それだけ手続き、支払いが遅くなるということで、ぎりぎり待っていたところであります。

お話のように重要な案件でございますので、議会初日にお願ひすべきでありましたけれども、わが方としては、当初予算に既に当該用地の購入については計上させていただいておりますし、そういうことから、議会の途中になったところでございます。その点についてはご理解をいただきたいというふうに思います。

○議 長（片山博雅君） 6番柳井田議員。

○6番（柳井田英徳君） 結局、今日初めてこの面積と金額を知ったんですけど、やっぱり物を買うということは、今まで何回かの交渉があつて、買う方はやっぱり安く買わなならん、売る方は高く買うのがこれは世間一般の考え方だと思います。昨日、私も一般質問で言いましたが、土地の購入に対しては一等地であります。それは高いのはわかります。だけどやっぱりこの会議を通して何回かいろいろな値段、金額をやっぱり慎重に審議して買わんと、まだあとだいぶ買わなならんということで、土地を買って運動公園ができるのじゃなく、まだあと建物建てなならん、わかりやすく田舎言葉で言ったら、土地だけじゃ今回の運動公園の完成はないと思います。だから今日こういう、臨時議会で今皆さん言ったように決める問題ではなく、一番最初の土地の購入が一番肝心だと思いますので、そのところをよろしくお願いいたします。土地を買うというのが私は悪いということはおっしゃっておりません。1回で決めんで、まず何回か、それは地権者はなんぼでん高くもろうた方が、私がもしこの土地に関係

したといったらそういうような、皆さん、私だけでなく皆もそんな考えだと思います。だから何回も言うごとありますけど、この提案、この金額、いろいろなここまで至る、至った経緯それをやっぱり1回1回審議して、最終的にこういうふうに決まりましたというんなら、皆さん納得するんじゃないでしょうか、町民も納得するのではないのでしょうか。初めてこの値段を聞きましたので、その場で賛成ということはできませんので、よろしくお願いいたします。

○議長（片山博雅君） 合原建設課長。

○建設課長（合原正則君） お答えしたいと思います。

土地購入につきましては、民間と違いまして公で購入する場合は、鑑定士、国の免許を持った鑑定士が評価いたします。で、この事業につきましては、防衛省、国交省の補助金でございます。この単価の基準が明確に説明できる単価でなければ、補助金の監査を受けた際に、高いか安いかわかりませんが、それに抵触すればお金を返さなくてはならないということで、正式な免許を持った鑑定士さんをお願いして評価を出すということでございますので、私ども事務としては、この単価は妥当なものと判断をしてお話を、これまで交渉を続けてまいっております。

○議長（片山博雅君） 6番柳井田議員。

○6番（柳井田英徳君） 今、合原課長さんから話がありました。わかります。理解できます。しかし、町民はそれをね、納得できんと思うんですから、広報なりに土地の購入の仕方、やっぱりそれを明確にわかりやすく、子どもに教える、年寄りにもわかるような説明をしていくのんが、やっぱり今からこれは運動公園の建設を成功をみるのは、この段階が一番大切じゃないかと私は思います。

以上です。

○議長（片山博雅君） ほかに質疑ありませんか。

2番工藤重信議員。

○2番（工藤重信君） 2番工藤です。この今回の上程議案について、議案第74号につきましては、これは大きな問題でもあるし、こういう問題は全て計画にのっとって進めていただきたいというふうに思います。そして、今回唐突に出ましたが、今後このことがないように約束してほしいと強く要望いたします。

○議長（片山博雅君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山博雅君） それでは議案第74号の質疑を終わります。

日程第5 追加議案の委員会付託

○議長（片山博雅君） 日程第5、追加議案の委員会付託を行いたいと思います。

おはかりします。

議案第73号については、議案の性格上委員会付託を省略して、討論、採決は本定例会の最終日に行

いたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（片山博雅君） 異議なしと認めます。

よって、議案第73号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、議案第74号について、会議規則第39条の規定により、お手元に配付しています産業建設委員会に審査の付託を行いたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（片山博雅君） 異議なしと認めます。

よって、議案第74号は産業建設委員会に付託することに決しました。

日程第6 一般質問

○議 長（片山博雅君） 日程第6、これより一般質問を行います。

質問者は、一般質問表の順序によりこれを許します。

会議の進行にご協力願います。

最初の質問者は、2番工藤重信君。

○2 番（工藤重信君） 議席番号2番工藤重信です。

まず初めに、この度の統一地方選挙において、多くの方から支持をいただき、こうして一般質問に立つことができましたことについて、お礼を申し上げると同時に、何せ初めての一般質問でございますので、どうかよろしくお願いします。

まず、議長の許しをいただき、質問一問一答でよろしくお願いします。通告の要旨に従って、1番から3番まで申し上げます。

1番は、乳幼児医療費助成制度の導入について。

大分県保険医協会から提出された請願第3号「乳幼児医療費助成制度の拡充を求める請願」については、玖珠町議会6月の議会で全会一致で採択されたところですが、町単独で乳幼児医療費助成制度の導入についてどのように取り組みをしているかと伺うことですが、この問題については真剣に考えることから、現在9月議会に上程案として「玖珠町乳幼児医療費助成に関する条例の一部改正」が上がっております。議案第58号があります。

現在、乳幼児医療費の問題については、小刻みに変わっております。特に今度の10月1日からこれも変わろうとしているところでございます。現在は、少子化・高齢化時代としていわれており、少ない子どもも高齢者も手厚い福祉に対して対象にしなければなりません。高齢者に、子どもに対する施策は薄いのではないかと考えております。その対策として、乳幼児の医療費を助成することについて提言いたします。

現在、この大分県保険医協会からデーターを基にしますと、現在、大分県下で18市町村における乳

幼児医療費助成制度、医療費の無料化導入状況は、0歳から3歳未満、3歳から就学前、また、小学校、中学校の子どもまでが、段階的において市や町の単独助成により医療費の無料化が導入されている市・町は12市町あり、導入されていない市町村は現在6市町村となっておりますが、最新情報として、聞くとところによると、姫島村が今年の10月から医療費の無料化になるということで、姫島村を入れると、乳幼児医療費助成制度医療費無料化の導入をしている市町村は13市町村となり、導入をしていない市と町は僅か5の市と町だけとなります。その中に童話の里である玖珠町があります。

別冊による、福祉課が出しております本町の問題として、福祉課のまとめでは、「童話の里っ子育て支援行動計画」のこの中にアンケートがあります。それによると、少子化の原因に、就学前の親として「子育てに金がたくさんかかる」が全体の73.5%と高い数字を示しております。「深刻な問題である少子化傾向に是非歯止めをかけたい」と記載しております。財政難という問題もありましようが、これはどの自治体でも同じであり、要はやる気と工夫の問題であるというふうに思います。

また、玖珠町では平成18年から9月30日まで、0歳から3歳の誕生日の月末まで医療費助成対象であって、自己負担がなかったが、現在は、自己負担限度額が設けられたことで医療費の無料化にはなっていません。そのため、若い世代の多くは生活困難を訴えております。

また、大分合同新聞が9月5日の朝刊で、それによりますと、「大分県立病院では医療費未払い8,500万円、3年ぶりに目立つ出産費」と見出しがあり、県病では医療費の自己負担額の増加や個人収入格差を背景に、医療費の未払いがあり、出産後に加入保険が給付する出産一時金を生活費に充てて、病院の医療費が払えないとある。また、別問題として子どもを病院に連れていく事態が発生しても、我慢をさせて治療をまともに受けないそんなことにもなりかねない、これらのことを重く受け止めて、町として乳幼児医療費助成制度の無料化の導入についていかがお考えか、また、従来どおり助成しないとするならば、その理由をお示し願いたい。以上、町長にお伺いします。

○議 長（片山博雅君） 小林町長。

○町 長（小林公明君） 具体的な問題でございますので、担当課長の方から答えさせていただきます。
よろしくをお願いします。

○議 長（片山博雅君） 中尾住民課長。

○住民課長（中尾 拓君） それでは、議員さんの質問にお答えをいたします。

前回の6月議会におきまして、乳幼児医療費助成制度の拡充を求める請願が大分県保険医協会から提出されまして、議会におきまして慎重審議を行っていただきました。そして採択されたことはご案内のとおりでございます。

その後の町としての対応についてという質問でございますので、お答えをいたします。

現在のところ、県の乳幼児医療費助成制度の事業で取り組んでおりまして、今のところ一部負担を求めています。平成18年度の乳幼児医療費助成事業につきましては、対象人員は996名で、助成をいたしました人数は761人にのぼります。それから医療費の助成額は1,288万5,969円でございます。この助成額の2分の1は県の補助金であり、残りは町の一般財源を充当しております。

新たに制度の拡充を図りますと、財政的な問題もございまして、19年度中の実施は難しいところでございますが、子どもは町の宝でございまして、少子化や子育ての支援、子育て世代の定住促進の問題も含めまして、平成20年度実施に向けまして、自己負担を軽減する方向で引き続き検討を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（片山博雅君） 2番工藤重信君。

○2 番（工藤重信君） 財政難は非常によくわかります。しかし、乳幼児医療費助成制度の医療費の無料化では導入の取り組み方として、通院、入院、食事療法において所得制限や年齢制限を組み合わせ、医療費の助成制度は幅広い対応は可能かと思えます。この制度の導入はいかがお考えか伺いますが、玖珠町の年齢別人口統計からみると、0歳から6歳までの人口は現在1,003人とデーターで見えております。現在本町の場合、仮に0歳から6歳までが全員1回病院にかかった場合、50万1,500円かかるわけです、これ粗計算ですが、そしてまた0歳から6歳までの子どもが仮に300人、300人ということは、1,003人の全体の約3分の1が300人が仮に5日間入院した場合、この金額として全部で75万かかるわけです。そして、先に述べました50万1,500円プラス75万を加えても、見込んで、数字的にはそんなに大きな数字ではないというふうに私の解釈でなっておりますが、この件についてこうした医療費の無料化は最低限度の助成でもできないか、ちょっとお伺いいたします。

○議長（片山博雅君） 中尾住民課長。

○住民課長（中尾 拓君） 町の試算で、医療費を完全無料化した場合は、600万ぐらいな新たな財源が必要だと考えております。

それから、議員さんご指摘のように、助成の仕方については、0歳から3歳、0から未就学まで、いろんな助成の仕方もございますし、その面も含めまして、財政的な面も含めまして検討を、20年度に向けて検討してまいりたいと思っております。

○議長（片山博雅君） 2番工藤重信君。

○2 番（工藤重信君） よくわかりました。

最後にですね、医療費助成制度の導入は今回実施されないとすれば、今後どのような対策を講ずるのか、場合によっては県への働きかけも必要となるが、いかがお考えか伺います。

○議長（片山博雅君） 中尾住民課長。

○住民課長（中尾 拓君） 検討は前向きにしていきたいと思いますけど、できれば全額県の補助金等を出していただければ有り難いし、国にも制度の改正は働きかけて今後いきたいなとそのように考えております。そうすることによりまして、一般財源の持ち出しが少なくなるということもございまして、そういう努力もしたいと考えております。

○議長（片山博雅君） 2番工藤重信君。

○2 番（工藤重信君） わかりました。

次に、2番目のインターネットにおける玖珠町のホームページでの情報提供について、①から③ま

で質問をいたしますが、この問題について全般的なことから申します。

現代社会ではインターネットの活用は生活するうえに重要な役割があり、最近のお買物情報としてカタログ販売や通信販売に比較して、インターネットによる買物がかなり増加しています。また、町のホットニュースや役場内での調べ物とかある場合、住民は仕事の関係で直接役場に来庁できなかったり、又は電話で問い合わせができなかったりした場合など、時間帯は構わず役場のホームページにアクセスすると、町民もこういうことが増えております。また、全国的にもインターネットの利用して行政のデータ資料は勿論、議会の録画やモニターテレビ等で放映もできるように幅広く活用しているところが多くありますが、玖珠町はまだそこまで進んでおりません。昨年施行となりましたこの例規集に謳われておりますが、玖珠町のコミュニティ推進条例第4号及び第5号のとおり、町はコミュニティづくりに関して、情報の提供や公共施設の活用の促進等を上げていることから、コミュニティから各地区の情報として町のホームページにて新しい情報提供を望むことから、インターネットの活用範囲はどこまで可能か、また、今後どの程度の情報提供ができるか伺うということで、①から質問いたします。

玖珠町のホームページに入力されたデータのチェック処理は的確に行われているか、伺います。

○議長（片山博雅君） 坪井総務課長。

○総務課長兼自治振興室長（坪井万里君） 工藤議員さんの、玖珠町のホームページに入力されたデータのチェック処理は的確に行われているかというご質問にお答えをいたします。

本町では、毎年年度初めに、各課からITリーダーの選出を行いまして、ITに関する現状の報告やセキュリティ等についての職員による研修会を行っておるところでございます。その研修の中でホームページの作成講習も行っておりまして、町民あるいは町外、あるいは全国に向けて情報提供を行うことができるように、ホームページの作成方法や注意点などについて研修を行いながら、職員の技術的向上を図っておるところでございます。

データのチェックでございますが、以前から継続して掲載されているものもあるわけでございますが、特に法改正等により変更されたものは、担当課において随時変更していくように努めておるところでございます。また、他の課の情報で変更されていないことに気がついた職員は、すぐに担当課の方に連絡をして、その修正を行うというふうにしております。

議員ご指摘のように、このホームページには大変多くの情報がありまして、過去にその内容が間違っていたということもあったかとは思いますが、現在はそういうことはないというふうに思っておりますが、今後も、ホームページの更新時には、間違いのないように注意をして、正確な情報を発信していくように努力してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（片山博雅君） 2番工藤重信君。

○2番（工藤重信君） よくわかりました。

このインターネットのホームページというのは大変な量の集約がありますので大変だと思います。

その中で、以前に条例等の改正があった場合など、すぐに入力データを入れ替えて訂正を必要とするものがあるが、改正後も前のデータがそのまま残っていたり過去にありました。十分注意していただきたい。特に数字の面ではかなりの人的に気持ちが左右する面も現れます。気をつけていただきたい。

次、2番目の、早期情報提供のため、データの入れ替えは今より早くできないか伺います。

○議長（片山博雅君） 坪井総務課長。

○総務課長兼自治振興室長（坪井万里君） お答えをいたします。

議員ご指摘の、データの入れ替えを早くできないかということでございます。本町でも努めて早くそのデータの更新ということを心がけているわけですが、例えば、現在、毎月発行しております町報の抜粋であるとか、また、記載できなかった写真をホームページに記載をしたり、また、わらべカレンダーとか病院の休日当番医など定期的なものについては、できるだけ、できる限り早く記載できるように努力をしております。

しかし、議員ご承知のように中には記載が遅くなったものもあるかと思えます。先ほどご説明をいたしましたように、このホームページ作成の講習会を行っておるわけですが、このホームページ作成には、正確さとともに、見る方にとって写真やイラスト等を使ってわかりやすく、見やすく、そして画面展開がスムーズに行えるように、データの量を考えながら作成をしているところでございます。職員が通常業務を行いながらのホームページの作成ということになりますので、中には作成時間がかかったり、結果的に情報提供が遅くなったりする場合があるわけですが、今後、より充実した情報をできるだけ、できる限り早期に提供できるように、職員の技術向上等も含めて努力していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（片山博雅君） 2番工藤重信君。

○2番（工藤重信君） わかりました。

過去において、行事等において、既に2、3ヶ月前に終了した行事がそのまま残っており、実際ホームページを開くと、若者は特に新しい情報が本当にほしい、そしてホットなニュースで直接会場等に足を運ぶ、そういう気持ちは非常に募るばかりですから、そういったことがまず早期の対応をしていただきたいというふうに思います。

また、オンラインの関係もあるが、各地区のコミュニティ情報もパソコンを使って町のホームページから早期情報が提供できるか、このようなことが可能なのかちょっとお伺いします。

○議長（片山博雅君） 坪井総務課長。

○総務課長兼自治振興室長（坪井万里君） 議員ご指摘の、今年4月から本格的にコミュニティが活動開始をいたしまして、自分たちの地域は自分たちでつくるというそういう気持ちで今、取り組みをいただいております。この情報の、コミュニティの情報をホームページでということでございますが、基本的には、各コミュニティがそれぞれ自分たちでホームページを作成をいたしまして、そしてそれを玖珠町のホームページとリンクをさせて、そして玖珠町のホームページの紹介のところを、あるコ

コミュニティを検索をすれば、それがリンクをされてそれぞれのコミュニティが作成したホームページに入って、そしてそのホームページを展開をしていくということになるかと思うんですね。ですから、基本は、うちのホームページに各コミュニティの内容全てを載せるということではなくて、各コミュニティが独自のそのホームページを作成をして、それとリンクをさせて情報を提供する。

今、コミュニティでは毎月新聞を出して、自分のコミュニティのことはわかるんですけども、隣りのコミュニティは何してるのかなという情報がなかなか入らないということでございますので、そういう意味からも、各コミュニティでそのへんの案を展開をしていただいて、そしてそれを玖珠町のホームページの紹介欄から検索をして展開、情報提供していくということは可能だと思いますので、それは今後の研究課題にさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（片山博雅君） 2番工藤重信君。

○2番（工藤重信君） よくわかりました。

とにかく中心となるこの町のホームページを皆開くわけです。それからその先のコミュニティの関係についてはオンラインシステム、要するに即アクセスできるような形を是非とっていただきたい。これは、と申しますのも、町主催の行事以外でも、現在はコミュニティ関係は非常にボランティア関係で相当動いております。その中にはビックイベントもあり、PRができれば、大いにまちづくり又は町を売り込めるそういった情報等もあるわけです。そして最新情報をいち早く載せて、それには案内状等も載せていっていただきたいというふうに強く願います。

次に、③の情報公開できるものについて、カメラを使って生中継による放映をパソコンで見るような活用はできないか伺います。

○議長（片山博雅君） 坪井総務課長。

○総務課長兼自治振興室長（坪井万里君） お答えをいたします。

議員もご存知と思いますが、現在、玖珠町のホームページから日田玖珠の防災情報を見ることが今できます。これは「日田玖珠九重 web カメラ映像提供システム」ということでございますが、これは平成18年度の地域イントラネット基盤施設整備事業で、日田玖珠九重の連携による事業でございます。本町では現在協心橋とそれから三島公園の映像を見ることができます。

具体的に、議員がおっしゃられました生中継をパソコン上でということになりますと、このシステムを導入するのにかなりの経費がかかりますし、庁舎内の経費だけでなく、それを今度プロバイダーがどれだけそれに乗って、そして各家庭がどのくらい契約をするかというような非常に大きな問題も抱えておりますので、今後もそういった問題についても、調査研究をいたしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（片山博雅君） 2番工藤重信君。

○2番（工藤重信君） よくわかりました。

カメラを使って生中継をしないと理解しにくい。つまり簡単に申しますと、ラジオとテレビの違いとかいうふうなこと、非常に理解しにくい、わかりにくいものもあり、これは特に玖珠町のPRはや

はり行き届いているというふうには思われないので、特に思うんです。そして、この町並みや町の景観、町の動き、更には人の動きまでが伝わるようなPRで、活気のある町、住みたい町といった、観光客が訪れて感じるそういったものにしていきたいと。まあ経費もかなりかかりますし、十分わかります。そして、これは全国的に増えております。今後将来的に検討していただきたいと思います。

以上で、このインターネットの関係を終わり、次に、3番目の町道拡張工事等に伴う登記の状況について、町道拡張、拡幅工事等を行う際に、道路に関係した地権者と町の間で、土地の譲渡について登記が行われるが、過去においてスムーズに登記が完了しているか何うということですが、これに関連して、もし登記の未登記の箇所が現在あるとすれば、何箇所あるか、また、未登記はいつ頃から起こったのか、なぜ起こったのか、一番の原因は何かということを伺います。

○議長（片山博雅君） 合原建設課長。

○建設課長（合原正則君） お答えをいたします。

登記、未登記の件の前に、ちょっとご説明申し上げますが、議員ご案内のように、町道につきましては、主にその路線にあります戸数で1級路線、2級路線、その他路線に分かれております。町内には17本の1級路線、約32キロございますが、31本の2級路線、約49キロ、300本のその他路線、約184キロ、合計で348本、約265キロの町道がございます。

この町道につきましては、昭和30年の町村合併で受け継いだもの、また、合併後に自治区地権者から土地の無償提供などにより、拡幅改良や新しく新設したもの、また、土地の買収によりまして拡幅改良や新設したものがございます。

議員ご質問の登記についてですが、買取により拡幅改良や新設道路については登記はいたしておりますが、合併時に引き継いだものや合併後土地の無償提供により拡幅改良されたもの等につきましては、所有権の移転登記が残されているものがございます。

移転登記につきましては、これまで企画財政課の登記担当者や建設課で登記事務経験者を臨時に採用しまして処理を進めてきたところでございますが、平成11年に登記法の改正がございまして、分筆登記についてはこれまで字図上での分筆登記ができなくなりまして、1筆ごとの全面積を測量しまして、その測量図面を添付しなければならなくなりました。で、こうなったためにかかなりの測量費の予算が必要となりまして、大変苦慮いたしているところでございます。

今後につきましても、逐次所有権移転登記事務は進めていかなければならないというふうに思っております。未登記路線につきましては現在全町道本数の約145路線に未登記の土地が現在ございます。

以上です。

○議長（片山博雅君） 2番工藤重信君。

○2番（工藤重信君） 大変よくわかりました。

私も過去に県道や国道に土地がかかったことから、そのときはもうスムーズに済んだ経緯をもって、ここは気になるところです。それは売買するものと、それから無償で提供したものについて

て、特に無償の場合は提供してその後道路に、拡幅工事で道路となって、それが税金はかからないけれども、後処理は済んでないというふうな地元の声が出ております。だからそういったことについてもう少しお尋ねします。

未登記の箇所における土地手続きについては、今後どのような計画のもとで進めるのか、また、登記手続きの費用は計画的にあるのか伺います。

○議長（片山博雅君） 合原建設課長。

○建設課長（合原正則君） 今も申し上げましたように、登記法が変わりまして、測量にかなりの予算が要る。以前、改正前ですと、字図上でその面積を出しまして、登記については公が登記しますから予算は必要なかったんですけど、その下準備のためにかなりの測量費がかかる。山林等になりますと面積が広がりますので何十万円、1筆の登記に、登記でございませぬ、登記に必要な添付書類、測量費用が何十万という単位でかかりますので、非常に苦慮しておりますが、今後、できるだけその町道の1路線1路線を整理していきたいという考えで、早く進めたいんですが、予算的な面もございませぬ、そういったふうで1路線ずつを片付けていきたいというふうに考えて現在努めているところでございませぬ。

○議長（片山博雅君） 2番工藤重信君。

○2番（工藤重信君） 道路の工事関係については、特に自然災害等による予期できないことを含めて、幅広い仕事の量になるかと思われませぬ。そして、登記手続きにつきましては地権者等の問題もあり、長期計画の中で地道に処理してほしいことと、この問題については、今後また定期的に進行状況をお尋ねしていきたいというふうに思ひませぬ。

次に、もう1点、今後、各家庭では世代交代も多くあり、その家庭においては相続問題が発生するわけです。登記手続きも時間がかかることが予測され、そのうえ、今後、町道維持管理上いろんな問題が起こり、町民の協力を求めることも多くあると思われませぬ。それで町と地権者との間でトラブルを起こさなく、そして住民から信用を失われることなく登記手続きができることができるか伺ひ、その対策はあるのか一応伺ひませぬ。

○議長（片山博雅君） 合原建設課長。

○建設課長（合原正則君） 先ほども申し上げましたように、これからについては、その1路線ずつを登記をしていきたいということで、勿論、所有者の方につきましては、町から出向きましてご説明申し上げ、トラブルのないような対応策で進めてまいりたいというふうに思ひしております。

○議長（片山博雅君） 2番工藤重信君。

○2番（工藤重信君） わかりました。

今後また地道に進めていただきたい。信用失墜のない、そういうことのないような形でお願いしたい。

以上で私の質問を終わります。

○議長（片山博雅君） 2番工藤重信議員の質問を終わります。

次の質問者は、1 番尾方嗣男君。

○1 番（尾方嗣男君） 議場内におられる皆様方に、改めましておはようございます。

議席番号1 番尾方嗣男でございます。本日はよろしくお願いいたします。

本年4月の玖珠町町議会選挙におかれまして、町民の皆様のご支持をいただき、初当選となった新人議員でございます。そのうえ、一般質問をトリという重責までいただき大変緊張いたしております。本当に今年の夏は暑い夏でございまして、我が玖珠町も36.9度という1日の日本記録を作ったこととございました。そして、我が玖珠郡も大変大変熱く燃えましたことは、皆さんも記憶の中に新たと思います。県立森高等学校野球部が大分県大会で優勝し、甲子園に向けての大会ではベストフォという記録を達成いたしました。大変嬉しい限りであります。それも郷土の生徒ばかりの野球部という偉業でございます。やればできるんだという、いいお手本であったではなかろうかと思っております。私も、議員になる前から、いろんなことを少し勉強させていただきましたが、我が玖珠町の一つの大きな目標に向かっていく必要があるではなかろうかと思っております。多くを語らなくても皆様方はおわかりと思います。あれがいい、これがいいというものではなくして、1つの光を求めてやっていかなければ、今、三位一体の国の改革の中では取り残されていくのではなかろうかという、少し不安に思っております。私はそういうことを切に願っております。

平成19年第5回玖珠町定例議会の一般質問の機会を得ましたことを大変嬉しく思います。通告に従いまして、議長のお許しをいただき、一問一答方式でいきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。若干一般質問の趣旨と逸脱することがございますが、どうぞお許しをお願いしたいというふうに思います。

通告に、前に出しておりますように、私は農林業を営んでおります。有害鳥獣の被害そういうものについて少し町の方へお伺いしたいと思っております。

昨今、イノシシ、鹿というものが大変出没をしまして、農家、林業には大変困っています。それで、今、玖珠町はどういう取り組みをしているのか、なかなか目に見えない部分と見える部分がございます。そのイノシシによる水稻、野菜の被害というものは年間どれぐらいになっておるのか、まずその辺をお伺いしたいと思っております。

○議 長（片山博雅君） 麻生農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（麻生長三郎君） 尾方議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

年間の農業、水稻その他野菜について年間の被害額はどれくらいになっているのかという問いでございます。有害鳥獣に関してですが、玖珠町において、農作物に被害を与える主な有害鳥獣は、議員ご承知のとおりイノシシ、鹿などであります。これら有害鳥獣に対する対策問題については、玖珠町だけではなく、大分県下全域、全国の共通の課題でもあります。

その被害額はどれくらいかということですが、農業共済の共済事項別報告書によりますと、イノシシによる水稻被害は約12ヘクタールで、金額にして390万円ぐらいの被害というふうになって

おります。

以上です。

○議 長（片山博雅君） 1 番尾方嗣男君。

○1 番（尾方嗣男君） 金額はわかりましたが、そうすると、それに対する対策処置そういうものはどういう方法をとっておられるのかお聞きしたい。

○議 長（片山博雅君） 麻生農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（麻生長三郎君） 有害鳥獣に対する被害対策、又はこれまでに取り組んできた対策でございますけど、これまで鳥獣被害対策は、捕獲や防護柵などの予防対策を実施してきましたが、近年鳥獣の生態などの研究が進み、農家、地域ぐるみで予防対策に取り組むことが効果的であるということが実証されていることから、被害地の農林業者が効果的で恒久的な自衛体制をつくり、自分たちの地域は自ら守る意識を持ち、農耕地、集落周辺に野生鳥獣が寄りつきにくい環境づくりとして自ら取り組む鳥獣対策事業を平成17年度から実施して、これまで長小野地区、清田川地区、古後地区の3地区で実施をしまっているところでございます。

以上です。

○議 長（片山博雅君） 1 番尾方嗣男君。

○1 番（尾方嗣男君） 多分高压電流を流してる防護柵と思います。シシの方は何とか高压電流で少しは防げるんですけど、水稻も植えつけますと、まだ軟い時期には鹿が非常に飛び込んで食べてしまうんです。そうすると、鹿対策というのはもう防護ネットか高く網を張るか、それしかないようです。やっぱり山間地の方に行くと、特にやっぱり高齢者が多くて、なかなか防護ができないということで大変困っております。

だから、猟友会の方へ駆除班というのがございまして、出沒しますと電話して、毎晩のように出てから来て捕獲してくれないかと言うんですけど、狩猟法で、夜は撃てませんので、なかなか夜行性でございまして、そういう水稻に対しても電流だけではなく、もっといい何か方法はないものかお聞きしたい。

○議 長（片山博雅君） 麻生農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（麻生長三郎君） 適切な確な対策というのは今のところございません。先ほど申しましたように、自ら取り組む鳥獣被害対策ということで、集落の周辺を金網、防護柵で張り巡らして、防止対策をとるとというのが今の現状でございます。

○議 長（片山博雅君） 1 番尾方嗣男君。

○1 番（尾方嗣男君） はい、わかりました。

もう1つ気がかりなのは、駆除班、玖珠町に4地域ございます。玖珠・八幡・北山田・森と、その地域ごとに駆除班という何名かの方がございます。年間駆除をいたしてもらっておりますが、シシというものは、箱わなという方式で町も助成金を出して、2、3年前から何十個か作ってると思うんですが、その箱わなの配布が見えないんですね。非常にやっぱり田舎の方でも高齢者の方で免許を持っ

てる方もおるんですけど、貸してくれといってもなかなかできない。今、箱わながどれくらい、2、3年前からどれくらい作ったのか、それで今どういうふうになっているのか、そのへんをお聞きしたい。

○議長（片山博雅君） 麻生農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（麻生長三郎君） 箱わなの配布と現状どうなっているのかという部分についてお答えをしたいと思います。

平成14年度から平成16年度まで、合計として32基、わな事業で取り組んでまいりました。この箱わなの使用方法については、現在、玖珠猟友会がございまして、その猟友会に対しまして箱わなの貸与をし、猟友会によって箱わなの管理をいたしていただいているところでございます。

以上です。

○議長（片山博雅君） 1番尾方嗣男君。

○1番（尾方嗣男君） 猟友会であれば、猟友会の方へまたお聞きするんですけど、町の助成金で作ったものでありますから、やはり平等に借りたいものがあれば貸し出す方法にしないと、私が聞いたところによりますと、なかなか1つの人が2基も3基も持ってるのではなかろうかと。私も狩猟いたしますので、大変欲しいのでありますけど、配布はないということで、自分自ら6万か7万かけて購入するわけです。大変な経費なんですよ。

それで、獲りますと解体して、免許がないので販売することができません。解体はできますけど、解体免許がないので販売はできませんので大変困っております。処置そのへんを、獲って解体をしなくても、獲ったものを町の方へ持っていければ、町の方で処理していただけるんでしょうか。そのへんをちょっとお聞きしたいです。

○議長（片山博雅君） 麻生農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（麻生長三郎君） イノシシ等でございますか。

○1番（尾方嗣男君） はい。

○農林課長兼農業委員会事務局長（麻生長三郎君） イノシシ、鹿等の獲った動物でございますけど、猟友会、獲った方々で処分をしていただくということでお願いをしております。

○議長（片山博雅君） 1番尾方嗣男君。

○1番（尾方嗣男君） であれば、免許取得者が獲って、どうも自分に捌く時間がなければ、私は八幡でございますから、八幡の猟友会へ連絡して引き取ってくれと言えれば、引き取ってもらえるわけですね。どこの4地区も一緒でございますか。

○議長（片山博雅君） 麻生農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（麻生長三郎君） その処置等については、今後猟友会と協議をしていきたいというふうに考えております。

○議長（片山博雅君） 1番尾方嗣男君。

○1番（尾方嗣男君） そうしますと、なかなか狩猟でハンター、銃で獲る方とわなで獲る方、なかなか歩調が合わないんでございまして、わなを取得してる方は駆除班にはなれないという猟友会の決

まりなのか規定なのかそのへんはちょっと定かでないかもしれませんが、我が同士の中にも玖珠町猟友会の会長がおられますから、そのへんはちょっと後でお聞きしたいと思っております。

そういう同じ取得者でございますから、被害に遭われる方というのは、もう獲っていただければいいんですよ。私も県と再三、振興局と再三交渉したこともございます。あまり詰めますと、県の方も、あなたの町の方へ行って相談してくださいと。町の方へ何年か前、相談申し上げましたら、もうそげえ尾方さん、あんた言うごたら猟友会と話をしてくださいと。猟友会は、そげなこというてん決まりじゃけしょうがねえち、どけえいきゃいいんでしょうかと、また県の方にいきますと、あんまりそげえ獲ってしまうと動物愛護団体が騒ぎますと言うてから、いや、私言われるんです。実際言われたんですよ。それはわかります。だけど、そのために鳥獣保護区や休猟区やそういうものを設けております。だからそういうものを設けておるんやったら、鳥獣愛護団体もですね、少し助成を出していただけるようなことができればいいなと思っておりますが、それは夢でございましょうけど。

話は変わりまして、玖珠町例規集の中に「玖珠町有害鳥獣捕獲規則」というのがございます。皆さんお持ちとあれば1,107ページ、第4条2項に「その他特別の事由により町長が特に認めるものとする。」というふうに謳っておりますが、これはどういうふうに解釈したらいいんでしょうか、ちょっとそのへんをお聞きしたいと思います。

○議長（片山博雅君） 麻生農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（麻生長三郎君） 一般質問の中で想定外でございましたので、詳しくはわかりませんが、その他玖珠町有害鳥獣捕獲規則の中で、第4条（2）のその他特別な事由により町長が特に定めるものとするという部分でございましょうか。その特別な事由、規則で定めておりますが、この規則の中で特に認めるものと、等を、その前にちょっとご説明を申し上げますと、法令を定めるにあたっては、現代のような複雑化社会において、国家や都道府県の議会が法律や条例によって詳細な内容の規則を定めることは困難であり、このため、法律や条例を執行するために必要な付随的細目的規定や法律や条例の内容を補充、具体化する規定を命令として定めることができるようになっております。国の場合は、政令や府省令など、地方公共団体などの場合は規則などがございます。また、この規則で表しきれない部分に相当すると考えられます。その他特別な事由により町長が特に認めるものとするとして定めております。特別な事由などが発生した場合、町長や関係者と協議して決定するという事になっております。これがこの条文の中の内容でございます。

○議長（片山博雅君） 1番尾方嗣男君。

○1番（尾方嗣男君） なかなか難しい回答でございましたけど、ちょっと私も少しは読んだんですけど、なかなか把握できない部分がありまして、その「その他特別の事由により町長が特に認めるもの」ということは、猟友会に加入していない者なのか、免許取得者で猟友会に加入していない者が申し出をしたときに、獲っていいと、駆除というか、駆除班に入らなくても、あなたはそこは困ってるから獲ってもいいというふうな事例ができるのか、それとも駆除班に入らなきゃだめで、別個に、駆除班の中で別個にこっちはやりなさいという事由になるのか、ちょっとこのところをお聞きしたい

と思います。

○議長（片山博雅君） 麻生農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（麻生長三郎君） 具体的な内容、特別な、先ほど申しあげましたように、具体的判例が出たとき、で、規則に載せて部分で特別に出た場合ということでありまして、そんなときにこの第4条の2項に当てはまるというふうに思っております。

○議長（片山博雅君） 1 番尾方嗣男君。

○1 番（尾方嗣男君） 大変難しく、なかなかもう少し私も突発的でしたので、課長の方も大変だったと思います。そのへんを勉強してまた再度改めてでないと、ハンターとわななどが同一態勢でいかないと鳥獣被害はなくなるんですよ。そのへんをですね、町独自の裁量で、わなの免許を持ってる人も困ってる時は1ヶ月間、2ヶ月間ぐらいは出しましょうと、秋の一番収穫の大事な時期には出しましょうとか、そういう町の特例というものはできないものでありましょうか。

○議長（片山博雅君） 麻生農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（麻生長三郎君） 先ほど、具体的には決定しておりませんが、出たときの事例によって協議をして定めていくというふうになっております。各種団体と協議をして決定をする。で、有害鳥獣の取扱要領を、環境庁自然保護局長が取扱要領を出しておりますが、その中で、駆除実施にあたっての指導等ということで、これ特別決めてかかるわけではないんですけど、指導文書が少し入っております、「有害鳥獣に関しては共同してこれに当たる」というふうに明記をされております。で、過去の事例から、使用に関しては共同ということが慣例になって、このようになったことだというふうに思っております。

以上です。

○議長（片山博雅君） 1 番尾方嗣男君。

○1 番（尾方嗣男君） ありがとうございます。

鹿の方は、イノシシの方は箱わなでだいぶ被害が収まっており、少なくなっておりますけど、近年、山間部は完全な電気バリケードを作ったものですから、イノシシの方もよく勉強いたしまして、町部の方へ出てきているという噂を聞いております。

鹿の方はですね、箱わなでは獲れないのでございます。近年非常に多い。林業を営んでる方というのはもうスギ、ヒノキ、ケヤキ、町の方の町有林にたくさんの植え付けをしてもらっております。でも見事に食べております。大変見る限り悲しいものであります。だから林業に同じく経費を入れるのであれば、やっぱり鹿ネットを購入、張り巡らす、そういうものをやっていかないと林業は成り立たないというか、木が立たないんです。山がですね。非常に荒廃しております。だから植付段階で鹿ネットの補助とかそういうものは、他府県のことはね、それはもう我が町には関係ございませんので、出ようが出まいがそれは関係ないんですけど、我が町としては、植付期の鹿ネット防護柵という助成はあるんでしょうか、お伺いしたいです。

○議長（片山博雅君） 麻生農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（麻生長三郎君） 現在のところ、町では取り組んでおりません。林業以外水稻・野菜等の被害についての今後の対策については、大分県と協議しながらこういった対策が一番有効なのかを考えていき、県と協議をしていきたいというふうに考えております。

○議長（片山博雅君） 1 番尾方嗣男君。

○1 番（尾方嗣男君） それでは、2 項目目の道の駅で少しお伺いしたいと思います。

先ほども運動公園のことでいろいろ審議をしていただきましたが、道の駅を今の場所へ土地購入を去年か今年か、買いたいと、いたしておると思います。1 億数千万と聞いております。なぜあの場所に決めたのか、その辺をちょっとお聞きしたい。

○議長（片山博雅君） 秋吉企画財政課長。

○企画財政課長（秋吉徹成君） 議員ご質問の道の駅につきましては、本町が現在整備を進めておりますふれあい広場のことだと思いますので、このことについてお答えしたいと思います。

我が町は、平成5 年度を初年度とし、平成12 年度を目標年次とする「玖珠町第三次総合計画」を策定、そして現在は平成22 年度を目標年度とした「第四次総合計画」のもとにまちづくりを進めているところであります。この第三次総合計画では、町の将来像を「水と緑の“きらめき” まちづくり」「交流と交歓の“にぎわい” まちづくり」「信頼と共生の“しあわせ” まちづくり」の3 要素に集約してまちづくりを進めているところでございます。

このまちづくりの取り組みの1 つとして、現在あります九州高速自動車道利用者の駐車場を含めまして、この位置にふれあい広場を整備しようと、平成11 年2 月に「ふるさと情報発信基地整備基本計画」、平成15 年3 月には「高速玖珠インター前ふれあい広場整備基本計画」を策定、この計画を踏まえまして、年次計画をもとに着実に用地確保を行い、平成19 年3 月全ての用地確保が終了し、現在ふれあい広場の整備に向けて取り組んでいるところでございます。

○議長（片山博雅君） 1 番尾方嗣男君。

○1 番（尾方嗣男君） 私も今回の町議会選挙で玖珠町を隅々まで駆け巡らせてもらいましたが、運動公園にばかり、道の駅にばかり、町民というのはなかなかシビアな答えを出すんです。あそこではどうも悪いんじゃないですか、議員何とかいい方法はないでしょうかと、まあ私は議員になる前でもございました。候補ないでしょうかと、そうですね、まあ私であれば運動公園の一角に持って行って、あっちに造り、こっちに造りというものじゃなくして、1 つの場所に造る方が私としては望ましいんじゃないでしょうか。そうすると、今の運動公園を造るとこには温泉もございまして、今ふれあいバスもいろんな町の福祉バスも出ております。そうすると、高齢者の声というのはやっぱりわがままなんですよ。やっぱり至れり尽くせりすると、やっぱ愚痴が出るんです。福祉バスでも、もうちょっと時間にしちくると買物ができるけど、その辺に停まってくるといいとか、A コープに行ってくるといいとかね、そういうことはあんたできませんよと。町が歳費で出してるものですからそういうことは、もし事故が起こった場合は運転手さんの責任、町の責任になりますから、それやったらもうそういうところに道の駅も造って、温泉施設も造って、そうすると買物もできるわけです。一举兩得

というんですかね、だけどそのへんにもっていく考えはないのでしょうか。

それと、今高速バスの駐車場がございますけど、何時行っても満車で、なかなか止められなくて、もう9時ぐらいを過ぎますとですね、もう止められないんですよ。そすと、ふれあい広場、道の駅を造ると、まあ面積はかなりありますけど、今の高速バスの駐車場とふれあい広場で造る駐車場と、中に良心市か何か造ると思うんです。物産品を売るものを造ると思うんです。そうすると、そういう駐車場とかいろんなものは確保できてるのでしょうか。

だから、まず移転の考えがないか、それから聞きたいと思います。

○議長（片山博雅君） 秋吉企画財政課長。

○企画財政課長（秋吉徹成君） 先ほども申し上げましたように、高速玖珠インター前ふれあい広場整備計画等を作成いたしましたして、この計画を踏まえまして、現在、整備計画立ててますふれあい広場のより良い整備に向けて関係機関などと協議を重ねてまいりましたし、用地取得についてはこれまでその都度予算案を上程し、議会の議決をいただいていたところであります。

このふれあい広場整備につきましては、本町として長い期間あたため、ようやく実現することができるようになった事業でもありますし、9月定例会議会に補正案としてふれあい広場整備、いわゆる造成工事、交差点整備、そして並びに電気工事費を上程しているところでもありますので、場所を変更することについては考えてはおりません。

○議長（片山博雅君） 1番尾方嗣男君。

○1番（尾方嗣男君） また後で、そうすると、多分玖珠の物産品を売ると思うんですけど、21年ぐらい完成だと思うんですけど、もう来年再来年です。良心市の方とか物産品を販売される方の確保とか、そういうのはできてるのでしょうか。

○議長（片山博雅君） 秋吉企画財政課長。

○企画財政課長（秋吉徹成君） 良心市については、ご案内のとおり、今の現在のふれあいやすらぎで、あれを新築する際に、今の現在地に移転して来ました。その時点から、私どもとしてはふれあい広場をインター前に造るということで、良心市の役員、また、会員全体との協議を重ねてまいりましたし、現在も話し合いをしてるところです。

それから、良心市だけではなくて、グリーンツーリズムの研究会とかいろいろな方々とも話をしますし、また、だんだん内容が煮詰まってくると、町民の皆さん方にそういうお話をして、出店する人については来てもらいながら、話し合いの場を出来る限り多くつくることがこのふれあい広場の成功につながると思いますので、そのところは十分現在も話を進めているところでございます。

○議長（片山博雅君） 1番尾方嗣男君。

○1番（尾方嗣男君） 私の聞き取りによりますと、良心市の今Aコープのところで経営なさってる方以外にいろいろ聞きましたけど、もう2回も3回もそげえ動きとうねえち、今のとこがいいち、そういうふうにお聞きしております。町長さんからも少しそういうお話がありましたけど、行かんばい言った人もあります。

そうすると、本当に経費もまた、建てる経費も何億かかかると思うんですけど、そうすると、じゃあ本当にあの中で物産品を売って、パーセンテージをどれぐらい取るのかもお聞きせにやいかんのですけど、聞きますけど、どれぐらいの売上があって、どれぐらいの店舗数にするのか、それで採算がとれるのか、そのへんをまずお聞きします。

○議 長（片山博雅君） 秋吉企画財政課長。

○企画財政課長（秋吉徹成君） 今、ご質問にありました良心市の方が行きたくないという声もあるということですけど、現実には私もいろんな話し合いをしますと、そういう声を聞きます。特にお年寄りの方で、自転車で歩いて持って行く人が遠くなるという話を聞きますけども、若い方たちは、今の良心市は手狭なので広いところがあれば出店したいという考えもございまして、まあ私もとしてはこのふれあい広場を整備する前提として、今いろんな関係機関と協議してはいますが、やはり集出荷体制の整備をすれば、そのお年寄りの方でも、品物を集めにいって、そしてそこで売ってあげるとそういうことになりますので、そのところは解消できるかなと思います。

で、私も最初から大きな売上目標を持っておると、なかなかプレッシャーがかかってうまく経営ができませんので、現時点におきましては、1億を目標に、それから月日を経つごとに増やしていくようなそういうふうな感じで今計画を、今立てているところです。まだ確実にこれという線はないんですけども、そうすれば、大体今の店舗、今現時点での店舗面積等に考えれば、十分採算は取れるだろうというふうに確信して、今煮詰めているところでございます。

○議 長（片山博雅君） 1番尾方嗣男君。

○1 番（尾方嗣男君） そうしますと、じゃ新たな人が、良心市の方が高齢化で売れない方もたくさんあるということは、もう若い人たち、いろんな方と少しの交渉はできてるわけですか。

○議 長（片山博雅君） 秋吉企画財政課長。

○企画財政課長（秋吉徹成君） いろんなそういう団体にはお話ししてはいますが、個人会員はまだしておりません。まだまだそこまでいってないし、それから先ほど出ましたことにつきましても、最終的には私も基本計画の策定ということで、コンサルタントに依頼しておりますので、その報告書が上がった段階で、その結果を見まして、そのところも十分詰めていきたいというふうに、かように考えているところでございます。

○議 長（片山博雅君） 1番尾方嗣男君。

○1 番（尾方嗣男君） ならば、そこで経営するのであれば、実質経営者、責任者というのは町が向うするんでございましょうか、それとも店舗を出されてる中から出すのか、新たにほかの人を求めてやるのか。やっぱり品物、お金の動くものでございます。やっぱりいろんな人が、たくさんいろんな品物を持てきますと、どこの道の駅に聞いてもですね、やっぱり全然関係ない第三者が、店長なり優れた人がおると、やっぱり同じ物産品を出して方がおると、どうしてもやっぱり人間というのは自分の物、知人の物を先に売ろうという意識になると思うんです。だから実質、中心経営者、その中におられる方はもう決まっているんでしょうか。

○議長（片山博雅君） 秋吉企画財政課長。

○企画財政課長（秋吉徹成君） やはり今議員が申されましたように、どんな経営にするかというのが、非常に私どもも考えあぐねてますというか、非常に今も悩んでおるところでございますけども、そのいろんな経営の方法につきましては、直接役場が経営するとか、公設ですので公設民営ということで、現在あります指定管理者制度に乗せるのがいいのか、また、第3セクターによる、町もかかわりますし、いろんな出品団体もかかわりますし、もう農協、商工会いろんなところもかかわるような第3セクター方式ですとか、いろんな形態がありますけども、そこへんの方向性については、現在、こうするということは決まっておりません。いろんな意見を聞きながら、また、有識者の方たちの意見も聞きながら、そのことを踏まえて、今後も検討を進めていきたいというふうに、今現時点では考えているところでございます。

○議長（片山博雅君） 1 番尾方嗣男君。

○1 番（尾方嗣男君） はい、わかりました。

最後になりますが、どんな理想的な内容なものであっても、住民に受け入れられないものはそれ無意味なものであると思うんです。そして有害と思うんです。だから我が町も少しやはり町民の声を聞き取って、大変皆さんから、有権者から言われます。もう少し早く町がいろんなことを打ち出す前に、議員さん、何とか情報はないですかと。いや、それはいろいろ出される部分と出されない部分私もありますからなかなか言えませんが、やっぱり町民は知りたがるんです。だから身の丈に合ったことをすることが一番いいと思うんです。どこの自治体でもそうです。やっぱり箱物というものを造ると経費がかかるんです。なかなかそこから潰れていくんです。うちの町長は優れた町長でありますから、予算はたくさん取ってきて、我が玖珠町は安泰だと思っております。

だけど、やっぱり箱物を造っていくと経費がかかります。余分なものです。その捻出するには、やっぱりボランティアとか、そうすと、なければ取れるところから税金とかいろんなもの、だから工事費を削減してそっちに充てるとか、いろんな方法をやっていくと、やはり町民に重圧、不安がかかるわけなんです。町民全体の利益を思考するとともに、基本的な人権を保障して町民と適切な調和を図ることが私は一番大事じゃなかろうかと思います。やっぱり現代の町民だけでなく、将来、過去の町民に恥じないような行政をやってほしいと思っております。

また、町職員の方も改革というものを心に置いて、町民サイドに立って我が町のいい改革をしてほしいと思っています。我々、私も議員の一人でございます。同士も皆一緒と思います。やっぱり改革をして、町民サイドに立って喜ばれるようなことが理想なんですけど、あまりに喜ばれることだけでは経営は成り立たんと思います。改革に向けて努力することを切にお願いをいたしまして、本日の私の一般質問を閉じさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（片山博雅君） 1 番尾方嗣男議員の質問を終わります。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、明日13日から26日までの14日間は、各常任委員会、決算特別委員会、県民体育大会など開催されます。議案考察のため休会といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山博雅君） 異議なしと認めます。

よって、明日13日から26日までの14日間は、各常任委員会、決算特別委員会並びに県民体育大会など開催のため、休会することに決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。ご協力ありがとうございました。

午前11時49分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成19年9月12日

玖珠町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員